

基本目標

目標1 安全・安心な住環境

- 安全・安心な住環境は、区民が生活を営むための基本的な条件です。
- そのため、住宅の耐震化をはじめとした災害への備え、住まい等の防犯性の向上、健康に配慮した住宅の普及促進や住まい等の静穏の保持に取り組みます。

現在までの主な取組状況

施策1：災害に備えた住まいづくり・まちづくり

- 建築物等耐震化支援事業の普及啓発（個別訪問・フォローアップ等）などにより、区内の木造住宅やマンション等の所有者に対して、耐震化の必要性と支援制度の周知に取り組むことで、計画的な耐震改修促進の基盤整備に取り組んでいる。
 - 市街地再開発事業又は防災街区整備事業を活用し、地域の防災力の向上に取り組んだ。
- 住宅の耐震化率：
91.5%（2016年度）⇒ 96.6%（2023年度）



施策2：住まい等の防犯

- 安全で安心な暮らしやすいまちを実現するため、防犯小冊子や地域安全マップなどにより、警察などの関係機関と連携しながら、区民の防犯力向上に取り組んだ。
- 侵入窃盗発生件数：
256件（2016年）⇒ 146件（2024年）



施策3：健康に配慮した住宅の普及促進

- シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築基準法及び関係法令に基づき、建築物の確認申請や完了検査等を適切に実施している。

施策4：住まい等の静穏の保持

- 空家等の適正管理を推進するため、新宿区空家等対策計画に基づき、区における老朽化が著しい空家等の解消を促進するとともに、発生を抑制する施策を総合的かつ計画的に実施している。
- 平成30年の法施行時に、『ゆるすな！違法民泊』のポスター、区民向けリーフレット、事業者向け『新宿区住宅宿泊事業ルールブック』を作成するとともに、区内4警察署と違法民泊対策で連携協定を締結した。令和元年6月には、違法民泊排除で協力するため、住宅宿泊仲介業者大手のエア・ビー・アンド・ビーと連携協定を締結した。

新宿区住宅宿泊事業ルールブック
住宅宿泊事業を始めるにあたって
— 知っておくべき新宿区ルール —



基本目標

目標2 住生活の質の向上

- 豊かさを実感できる住生活を実現するためには、住生活の質の向上が必要です。
- そのため、既存住宅の適正な維持管理や誰もが住みやすい住宅・住環境の整備に取り組みます。

現在までの主な取組状況

施策1：マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- マンション管理相談、マンション管理相談員派遣、マンション管理セミナー、マンション管理組合交流会などにより、管理組合の運営、建物の維持修繕などについての情報提供・情報交換・相談に取り組んでいる。
 - 近隣とのトラブル防止や良好な住環境の形成を図るため、ワンルームマンション条例に基づく適切な指導に取り組んでいる。
- マンションにおける長期修繕計画作成の割合：27%（2016年）⇒ -（2026年調査実施予定）



施策2：ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上

- 近隣とのトラブルを未然に防ぎ、良好な住環境を保持するため、ワンルームマンション等の建築の際に、住戸の専用面積の確保や近隣居住者の生活環境の保全などについて、条例に基づき指導を行っている。
- 最低居住面積水準未満の住宅の割合：24.6%（2013年）⇒ 16.6%（2023年）



施策3：多様な居住ニーズに対応するしくみづくり

- 子世帯とその親世帯が、子育てサポート又は家族の生活サポートのために、近居又は同居する際の初期費用の一部を助成している。
- 高齢者や障害者を対象に専門相談員による民間賃貸住宅への「住み替え相談」及び「不動産取引相談」に取り組んでいる。



施策4：環境や景観、暮らしやすさに配慮した良好な住環境の形成

- 新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度、低炭素建築物新築等計画の認定制度により、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりに取り組んでいる。
- 資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、動画配信やスマートフォンアプリなどにより、資源・ごみの適正排出に関する住民周知及び排出指導に取り組んでいる。
- 「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成に取り組んでいる。

基本目標

目標3 だれもが住み続けられる住まい・まちづくり

- 経済的、社会的な理由により、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な世帯の居住の安定が求められています。
- そのため、福祉施策との連携や区立住宅や民間住宅等の活用、子育て環境の整備等に取り組みます。

現在までの主な取組状況

施策1：高齢者や障害者等の住まいの安定確保

- 高齢者や障害者を対象に専門相談員による民間賃貸住宅への「住み替え相談」及び「不動産取引相談」に取り組んでいる。
 - 新宿区内に居住する単身高齢者に対し、見守りサービスの利用に要した費用の一部を助成することにより、賃貸住宅への円滑な入居を支援している。
 - 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、家賃等債務保証料助成及び入居者死亡保険料助成等、家主が抱える不安を解消するための支援に取り組んでいる。
 - 新宿区居住支援協議会の構成団体が提供する住宅確保要配慮者に対する各種支援サービスについて、住まい探しから入居中、退去時まで各ステージごとに利用できるサービスを紹介し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、「新宿区居住支援サービスガイド」を作成し、各関係機関へ配布した。
- 相談による紹介書の交付率：
42%（2016年）⇒ 29%（2024年）



施策2：安心して子育てできる居住環境づくり

- 義務教育修了前の子を扶養し同居する子育てファミリー世帯が、住環境の改善や世帯構成、ライフステージ・ライフスタイルの変化に伴い、区内民間賃貸住宅を住み替える際に、移転費用の一部及び家賃差額上昇分の一部を助成している。
 - 「子どもと家庭の総合相談窓口」として、専門のスタッフが保護者の子育ての不安や悩み等に対する相談やアドバイスを行うほか、子育て支援サービス等の情報提供や専門機関への紹介に取り組んでいる。
- 子育て世帯の満足度：
76.3%（2016年度）⇒ 82.5%（2024年度）



施策3：区立住宅ストックの有効活用とセーフティネット機能の向上

- 良質な住宅ストックの確保のため、区営住宅の長寿命化、集約化を行うとともに、少子高齢化の進行や高齢単身世帯の増加などを踏まえ、区民の需要に合った区立住宅ストックのあり方を検討している。

基本目標

目標4 地域社会を育てる

- 区民が安心して住み続けられるためには、だれもがコミュニティの一員として住環境づくりに主体的に参加できる地域社会の実現が求められています。
- そのため、多様な地域の活動団体が協働し、多世代が交流し、多文化が共生する地域社会の育成に取り組みます。

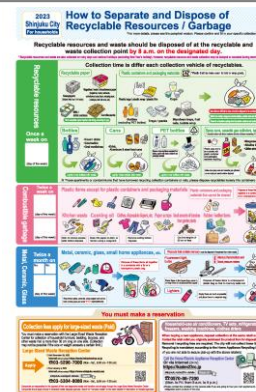
現在までの主な取組状況

施策1：地域協働の住環境づくり

- 多様な主体による新たなコミュニティ形成を促進し、地域コミュニティの活性化を図るために、町会・自治会、マンション管理組合、地域団体等が主体となって行う地域課題の解決や安全・安心なまちづくり、地域交流の促進につながる取組に対し、経費の一部を助成している。
 - 町会・自治会が抱えている課題を解決するため、各町会・自治会ごとに課題を分析し、コンサルティングや専門家などによる複数のメニューを組み合わせて利用できるプログラム型の支援（新宿区町会・自治会活性化応援隊）を実施した。
 - 町会・自治会の情報共有・発信に役立つスマートフォンの基本操作やSNSを使った情報発信の方法などを学べる講座を開催するほか、各町会・自治会が希望する内容に応じたメニューを作成した出前講座を実施した。
 - 町会・自治会活性化支援のため、「対象者別加入促進パンフレット」「町会・自治会おたすけブック」「地元町会紹介パンフレット」「顔のわかる町会長・自治会長パンフレット」などを作成した。
- 町会・自治会の加入率：
46.0%（2016年）⇒ 42.0%（2025年）

施策2：多文化共生の住環境づくり

- 行政情報や地域情報などを、冊子やホームページ等により多言語で提供している。
 - 外国人が安心して地域で生活できるよう、多言語による相談窓口を運営している。
 - 多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営を行うとともに、取り組む人々を支援し、ネットワーク化を進めるため、地域住民や活動団体の情報交換や活動をPRできる場として「新宿多文化共生連絡会」の運営を行っている。
- 地域における多文化共生の定着度：
64.5%（2017年度）⇒ 66.3%（2024年度）



施策3：活発な多世代交流のための住環境づくり

- 子世帯とその親世帯が、子育てサポート又は家族の生活サポートのために、近居又は同居する際の初期費用の一部を助成している。

第4次住宅マスタープラン指標達成状況

			設定目標				実績 (R8年度第1回住宅まちづくり審議会時点での最新値)		目標達成状況	備考 (第4次住マス記載のデータ出典)
			3次計画終期		4次計画終期					
			基準年(度)	目標値	基準年(度)	目標値				
基本目標1 安全・安心な住環境	指標1	住宅の耐震化率	平成28年度	91.5%	令和9年度	↑	96.6%	(令和6年3月時点の耐震化率)	○	住宅・土地統計調査等
	指標2	侵入窃盗発生件数	平成28年	256件	令和9年	↓	146件	(令和6年の管内4警察署公表統計値) ・新宿・85件 ・四谷・39件 ・牛込・14件 ・戸塚・8件 計:146件	○	警視庁統計
基本目標2 住生活の質の向上	指標1	マンションにおける長期修繕計画作成の割合	平成28年	27%	令和9年	↑	—	(令和8年6月～11月(予定))	—	新宿区マンション実態調査
	指標2	最低居住面積水準 ※未満の住宅の割合	平成25年	24.6%	令和5年	↓	16.6%	(R5住宅土地統計調査_第75-2表)	○	住宅・土地統計調査
基本目標3 だれもが住み続けられる住まい・まちづくり	指標1	相談による紹介書の交付率	平成28年	42%	令和9年	↑	29%	(R6住宅相談実績)	×	新宿区都市計画部集計
	指標2	子育て世帯(※)の満足度	平成28年	76.3%	令和9年	↑	82.5%	(R6区民意識調査_P45)	○	新宿区区民意識調査
基本目標4 地域社会を育てる	指標1	町会・自治会の加入率	平成28年	46.0%	令和9年	↑	42.0%	(新宿区町会・自治会活性化推進プラン(令和7年4月策定)_P11)	×	町会・自治会調査結果
	指標2	地域における多文化共生 ※の定着度	平成29年度	64.5%	令和9年度	↑	66.3%	(R6第4回_区政モニターアンケート_P52)	○	区政モニターアンケート